

5 年 保 存
令和 7 年 3 月 31 日 満了
F N o . - 0 1 0 1 0 8 0 2
崎 組 (暴 排) 第 5 5 号
令 和 元 年 1 2 月 1 7 日

各 所 属 長 殿

長 崎 県 警 察 本 部 長

長崎県暴力追放功労者及び暴力追放功労団体等表彰取扱要綱の制定について
(通達)

暴力追放功労者及び暴力追放功労団体等に対する表彰については、これまで「長崎県暴力追放功労者及び暴力追放功労団体等表彰取扱要綱の制定について (例規通達)」(平成 9 年 9 月 9 日付け崎本例規第 99 号 (暴))。以下「旧通達」という。)により運用してきたところであるが、別添の要綱を新たに定め、令和 2 年 1 月 1 日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、同年 12 月 31 日限りで廃止する。

別添

長崎県暴力追放功労者及び暴力追放功労団体等表彰取扱要綱

第1 要綱の趣旨

この要綱は、長崎県における暴力追放活動に尽力し、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロ（以下「暴力団等」という。）にかかると犯罪等の防止に功労があったと認められる者及び団体に対し、警察本部長（以下「本部長」という。）と暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条の3の規定により長崎県公安委員会が指定した長崎県暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」という。）の代表者（以下「暴追センターの長」という。）とが連名で行う表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 表彰の種類及び数等

1 表彰の種類及び数

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 暴力追放功労者表彰 | 毎年3名前後 |
| (2) 暴力追放功労団体表彰 | 必要な数 |
| (3) 暴力追放功労特別表彰 | 必要な数 |
| (4) 暴力追放功労職員表彰 | 必要な数 |
| (5) 感謝状 | 必要な数 |

2 副賞

表彰には、記念品その他の副賞を付することができる。

第3 表彰の対象

1 暴力追放功労者表彰

暴力追放運動に尽力し、暴力団等にかかると犯罪等の防止に多大の功労があったと認められる者

2 暴力追放功労団体表彰

暴力追放運動に尽力し、暴力団等にかかると犯罪等の防止に多大の功労があったと認められる団体

3 暴力追放功労特別表彰

県内又は全国の暴力追放運動に多大の影響を及ぼす活動を行い、又は暴力団等にかかると犯罪等の防止に特別な功労があったと認められる者及び団体

4 暴力追放功労職員表彰

暴追センターの職員であって、暴力団等にかかると犯罪等の防止に抜群の貢献があったと認められる者

5 感謝状

暴追センターの事業の推進に関し、多大の協力をしたと認められる者及び団体

第4 選考の基準

1 暴力追放功労者表彰

第3の1に該当する者

2 暴力追放功労団体表彰

第3の2に該当する団体

3 暴力追放功労特別表彰

全国的、県下的に初めて新しい形態の暴力団排除活動を行うなど、全国あるいは県下の暴力団排除活動に大きな影響を与える活動を行った場合や、新しい形態の暴力団排除活動ではないが、特に著しい困難を克服して暴力団排除活動を行い、県下的に大きな反響を呼んだ活動を行った場合であって、特別に表彰を行う必要があると認められる者又は団体

4 暴力追放功労職員表彰

暴追センターの職員のうち、原則として3年以上職務に精励した者であって、暴力団等にかかる犯罪等の防止に抜群の貢献があったと認められる者

5 感謝状

暴追センターの事業の推進に関し、現金、不動産等の寄付や事業そのものに対する物的支援（相談所の開設に伴う長期的な土地、建物の貸与等）など、多大の協力をしたと認められる者又は団体

第5 選考及び上申

1 警察署、警察本部の選考及び上申

(1) 警察署長及び刑事部組織犯罪対策課長（以下「警察署長等」という。）は、表彰対象者等のうちから、真に表彰に値すると認められるものについて表彰候補者等を選考し、その結果を別記様式により本部長に報告すること。

(2) 警察署長等は、地域安全・暴力追放運動長崎県大会（以下「長崎県大会」という。）が開催される50日前までに選考結果を報告すること。

2 選考及び上申に当たっての配意事項

(1) 表彰候補者の選考及び上申を行う場合には、その適格性について十分に吟味し、特に暴力追放功労者、特別功労者、感謝状（個人）表彰候補者の選考及び上申を行う場合には、次の事項に配意し、表彰の趣旨が生かされるようにすること。

ア 役職や年功等のみによることなく、精力的に尽力している者について行うほか、暴力追放モニター、その他暴力追放活動に尽力しているボランティアについても行うこと。

イ 品行方正で他の模範となる者の中から行うこと。

ウ 前科、前歴等を有する場合には、犯罪の態様、改俊の状況、暴力追放活動への貢献度等を総合的に検討した上で行うこと。

(2) 表彰候補者等の選考及び上申を行った後に、表彰にふさわしくない事情が明らかとなった場合には、直ちに本部長にその旨を報告すること。

第6 表彰の審査及び決定

報告を受けた本部長は、その内容を審査し、暴追センターの長と協議の上、表彰の実施又は却下の決定をするものとする。

第7 表彰の実施

表彰は、原則として、毎年開催される長崎県大会において行うこととするが、これによりがたい事情がある場合には、別途行うこととする。

また、暴力追放功労者表彰、暴力追放功労特別表彰、暴力追放功労職員表彰及び感謝状を受けるべき者が死亡した場合には、生前にさかのぼって表彰する。

表 彰 候 補 者	(ふりがな) 氏 名	
	住 所	
	生年月日 (年齢)	年 月 日生 (歳)
	職 業	
	所属団体名及び 役職名又は ボランティア名	
	暴力追放活動年数	年 月 (年 月末現在)
功 労 の 概 要		

表 彰 候 補 団 体	(ふりがな) 団 体 名	
	所 在 地	
	団体代表者名 及び職業・年齢	
	結成(設立)年月日	年 月 日
	暴力追放活動年数	年 月 (年 月末現在)
功 労 の 概 要		

表 彰 候 補 者	(ふりがな) 氏 名	
	住 所	
	生年月日 (年齢)	年 月 日生 (歳)
	職 業	
	所属団体名及び 役職名又は ボランティア名	
	暴力追放活動年数	年 月 (年 月末現在)
功 労 の 概 要		

表 彰 候 補 団 体	(ふりがな) 団 体 名	
	所 在 地	
	団体代表者名 及び職業・年齢	
	結成(設立)年月日	年 月 日
	暴力追放活動年数	年 月 (年 月末現在)
功 労 の 概 要		

表 彰 候 補 者	(ふりがな) 氏 名	
	住 所	
	生年月日 (年齢)	年 月 日生 (歳)
	所 属 団 体 名 及 び 役 職 名	
	採 用 年 月 日	年 月 日
	暴力追放活動年数	年 月 (年 月末現在)
功 労 の 概 要		

表彰候補者	(ふりがな) 氏名	
	住所	
	生年月日(年齢)	年 月 日生(歳)
	職業	
	所属団体名及び 役職名又は ボランティア名	
	協力区分	
功 労 の 概 要		

注：協力区分には、暴力団排除活動協力、寄付協力、その他の協力を区分し記載。

表彰候補団体	(ふりがな) 団 体 名	
	所 在 地	
	結成(設立)年月日	年 月 日
	代表者名及び職業	
	協 力 区 分	
功 労 の 概 要		

注：協力区分には、暴力団排除活動協力、寄付協力、その他の協力を区分し記載。